◆ 道具類（シャットル）に係る申請の流れについて

① 機料品店に見積書を依頼してください。（シャットルのみの見積書としてください）
※見積書を取る際、申請者名（事業者名もしくは個人事業主名）を必ず明記してください。

② お見積書の提出については、下記にある１．か ２．の流れで丹工へご提出ください。

1. 申 請 者 ➡ 機 料 品 店 ➡ 丹 工

【見積書の依頼】　　【見積書の提出】

2. 申 請 者 ➡ 機 料 品 店 ➡ 申 請 者 ➡ 丹 工

【見積書の依頼】　【見積書を受け取る】　【見積書の提出】

※ 見積書の明細には、本体価格と消費税の金額が明記されたものが必要です。

③ 見積書の提出期限　　令和２年５月２０日（水）午後５時必着
※シャットルの見積書提出期限と生産基盤補助金提出期限が異なりますのでご注意ください！

④ 丹工がシャットルの数量を取りまとめて、各機料品店へ発注し、丹工が販売します。
先に機料品店でご購入されると補助の対象になりませんのでご注意ください。

丹 工 ➡ 機 料 品 店 ➡ 丹 工 ➡ 申 請 者

【取りまとめて発注】　　【納 品】　　【販 売】

⑤ シャットルの販売について
丹工が申請者へ販売いたします。
機料品店より丹工に納品され次第、ご連絡させていただきます。
京都府補助金は予算の範囲内で交付決定されますので、交付決定額が３分の１を下回る場合があります。その場合でも、丹工へ申請されたシャットルはすべてご購入いただきますので、ご了承ください。
また、府・与謝野町の補助金と併用される方は、販売金額については通常の価格で販売し、府より丹工へ補助金が入金されましたら各申請者へ補助率分の返金をいたします。併用されない方には、交付決定された補助率に基づき計算した金額を差し引いた価格で販売いたします。

⑥ 与謝野町の助成事業との併用について
「与謝野町織物業生産基盤支援事業補助金」並びに「与謝野町織物業生産設備広幅化支援事業補助金」の支援制度を利用される方は併用が可能です。**併用する場合、見積書は丹工が発行しますので、その旨をご連絡ください。与謝野町へは、丹工が発行した見積書をご提出ください。**

その他ご不明な点は、組合本部へお問い合わせください。
組合本部　総務係　６８－５２１１／渉外係　６８－５３０７